

令和6年8月1日～

大臣免許業者の宅建業申請書類等の閲覧場所 が変わります

山口県内に本店のある大臣免許業者の宅地建物取引業免許申請書類等の閲覧場所については、令和6年8月1日以降は以下のとおり変更となります。

ご不便おかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(山口県知事免許業者については、従前どおり山口県住宅課及び各土木建築事務所にて閲覧いただけます。)

R6.8.1～閲覧場所

○国土交通省中国地方整備局（計画・建設産業課内閲覧室）
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15
(TEL:082-221-9231)

○山口県住宅課
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 12階
(TEL:083-933-3883)

※最新の申請書類等が山口県では閲覧いただけないことがありますので、最新の情報をお求めの場合は中国地方整備局の閲覧所をご利用ください。

■ ■ お問合せ先 ■ ■

山口県 住宅課 民間住宅支援班

TEL : 083-933-3883

メール : a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

